

堺市公報 第385号	令和7年10月17日発行
堺市公報	発行 堺市（総務局行政部法制文書課） 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

頁

＜告示＞

○土壌汚染対策法第11条第2項に基づく形質変更時要届出区域の指定の一部解除について	
【環境局環境保全部環境対策課】	2
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の指定について	
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	3
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の廃止について	
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	4
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の休止について	
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	5
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の指定について	
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	6
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の廃止について	
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	6
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の休止について	

【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	7
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の所在地変更について	
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	8
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく施術機関の指定について	
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	9
<公告>	
○堺市循環型社会形成推進条例に基づく事業計画書等の提出及び縦覧について	
【環境局環境保全部環境対策課】	10
○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出等について	
【産業振興局産業戦略部地域産業課】	11
○地域農業経営基盤強化促進計画の変更の案について	
【産業振興局農政部農水産課】	12

告 示

堺市告示第393号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定に基づき、平成29年堺市告示第256号により指定した区域の指定の一部を解除するので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年10月17日

堺市長 永 藤 英 機

1 指定解除する形質変更時要届出区域

堺市堺区石津北町9番3、9番4及び10番の各々の一部（次の図のとおり）

（「次の図」は、省略し、その図面を堺市ホームページ「土壤汚染対策法に基づく要措置区域・形質変更時要届出区域の指定」の台帳に掲載する。）

- 2 土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物
- 3 土壌汚染対策法施行規則第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
- 4 講じられた汚染の除去等の措置
土壌汚染の除去

堺市告示第394号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和7年10月17日

堺市長 永 藤 英 機

1 診療所

名称	所在地	指定年月日
医療法人サンスター みつばしほっとクリニック	堺市堺区中瓦町1-2-2 エード堺東ビルI 2階	令和7年9月1日

2 薬局

名称	所在地	指定年月日
岡薬局	堺市中区深阪1-10-39	令和7年8月1日

けやき薬局	堺市堺区向陵西町1-1-1	令和7年8月1日
あやめ薬局	堺市堺区三国ヶ丘御幸通2-2 御幸ビル1階	令和7年8月1日

3 訪問看護

名称	所在地	指定年月日
メディカル訪問看護ステーション	堺市北区百舌鳥梅町1-1-6 昭和ビル101号室	令和7年9月1日
訪問看護ステーションサニー	堺市北区新金岡町3-1-6-107	令和7年9月1日
リレイト訪問看護ステーション堺	堺市南区深阪南152 やぶうちビル101号室	令和7年9月1日
めぐむ訪問看護	堺市中区堀上町220 ライオンズマンション堺堀上の丘601	令和7年9月1日
かしゅうかい訪問看護ステーション堺	堺市中区東山961-2 コモド泉北B号室	令和7年9月1日
スーパー・コート堺神石訪問看護ステーション	堺市堺区神石市之町7-6	令和7年8月1日

堺市告示第395号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の廃止について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和7年10月17日

堺市長 永 藤 英 機

1 歯科

名称	所在地	廃止年月日
池崎歯科	堺市東区大美野73-4	令和6年3月1日

2 薬局

名称	所在地	廃止年月日
あやめ薬局	堺市堺区三国ヶ丘御幸通2-2 御幸ビル1階	令和7年7月31日
けやき薬局	堺市堺区向陵西町1-1-1	令和7年7月31日
ロータスふれあい薬局	堺市美原区北余部452-4	令和7年7月31日
岡薬局	堺市中区深阪1-10-39	令和7年7月31日

3 訪問看護

名称	所在地	廃止年月日
スーパー・コート堺神石 訪問看護ステーション	堺市西区鳳北町10-25 コートロジ ジパートI107号	令和7年7月31日

堺市告示第396号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の休止について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和7年10月17日

堺市長 永 藤 英 機

1 歯科

名称	所在地	休止年月日
田中歯科医院	堺市南区茶山台3-33-16	令和7年7月1日

堺市告示第397号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり介護機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和7年10月17日

堺市長 永 藤 英 機

事業の種類	事業所名称	所在地	指定年月日
介護予防居宅療養管理指導	プラザ薬局堺駅前店	堺市堺区戎島町2-70-1	令和7年9月1日
居宅療養管理指導	プラザ薬局堺駅前店	堺市堺区戎島町2-70-1	令和7年9月1日

堺市告示第398号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定介護機関の廃止について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に

より告示する。

令和7年10月17日

堺市長 永 藤 英 機

事業の種類	事業所名称	所在地	廃止年月日
介護予防居宅療養管理指導	岡薬局	堺市中区深阪1-10-39	令和7年7月31日
居宅療養管理指導	岡薬局	堺市中区深阪1-10-39	令和7年7月31日
介護予防居宅療養管理指導	けやき薬局	堺市堺区向陵西町1-1-1	令和7年7月31日
居宅療養管理指導	けやき薬局	堺市堺区向陵西町1-1-1	令和7年7月31日
居宅介護支援	マサキ介護サービス	堺市堺区榎元町5-1-19	令和7年7月31日
訪問介護	しらゆり介護ステーション	堺市南区豊田52-2	令和7年7月31日
居宅介護支援	くろひげケアプランセンター	堺市西区浜寺石津町東1-2-21 宮本ビル3F	令和7年7月31日
訪問介護	アワハウスホームヘルプサービス大阪南	堺市北区長曾根町3 シュライククリエイティブセンター202号	令和7年8月31日

堺市告示第399号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定介護機関の休止について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に

より告示する。

令和7年10月17日

堺市長 永 藤 英 機

事業の種類	事業所名称	所在地	休止年月日
居宅療養管理指導	医療法人 田中歯科 医院	堺市南区茶山台3-33- 16	令和7年7月1日

堺市告示第400号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定介護機関の所在地の変更について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和7年10月17日

堺市長 永 藤 英 機

事業の種類	名称	変更前の所在地	変更後の所在地	変更年月日
介護予防訪問 看護	スーパー・コート堺神石訪問看護ステーション	堺市西区鳳北町10-25 コートロジ ジパートⅠ 107号	堺市堺区神石市之町7-6	令和7年8月 1日
訪問看護	スーパー・コート堺神石訪問看護ステーション	堺市西区鳳北町10-25 コートロジ ジパートⅠ 107号	堺市堺区神石市之町7-6	令和7年8月 1日
特定介護予防 福祉用具販売	G R福祉用具	堺市中区深井水池 町3274	堺市中区土師町4-25-9	令和7年6月 1日

特定福祉用具 販売	G R 福祉用具	堺市中区深井水池 町3274	堺市中区土師町 4 －25－ 9	令和7年6月 1日
介護予防福祉 用具貸与	G R 福祉用具	堺市中区深井水池 町3274	堺市中区土師町 4 －25－ 9	令和7年6月 1日
福祉用具貸与	G R 福祉用具	堺市中区深井水池 町3274	堺市中区土師町 4 －25－ 9	令和7年6月 1日
介護予防訪問 サービス	G R 訪問介護	堺市中区深井水池 町3274	堺市中区土師町 4 －25－ 9	令和7年6月 1日
訪問介護	G R 訪問介護	堺市中区深井水池 町3274	堺市中区土師町 4 －25－ 9	令和7年6月 1日

堺市告示第401号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり施術機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和7年10月17日

堺市長 永 藤 英 機

1 あんま・マッサージ

施術者	施術所名	所在地	指定年月日
井戸 彩友香	まごころ鍼灸 マッサージ院	大阪市中央区南船場3－6 －27 第五芦池ビルディン グ6階	令和7年9月1日

2 はり・きゅう

施術者	施術所名	所在地	指定年月日
-----	------	-----	-------

井戸 彩友香	まごころ鍼灸 マッサージ院	大阪市中央区南船場3-6 -27 第五芦池ビルディン グ6階	令和7年9月1日
--------	------------------	--------------------------------------	----------

公 告

堺市公告第656号

堺市循環型社会形成推進条例（平成15年条例第32号）第29条第1項及び第30条の規定に基づき、事業計画書及び説明会等計画書の提出があったので、同条例第31条の規定により公告するとともに、当該事業計画書等を次の期間一般の縦覧に供する。

令和7年10月17日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
株式会社堺りんかいアスコン
代表取締役 田中 雅人
大阪府堺市西区築港新町一丁5番17
- 2 廃棄物処理施設の設置の場所
大阪府堺市西区築港新町一丁5番17
- 3 廃棄物処理施設の種類
がれき類の破碎施設
- 4 廃棄物処理施設において処理する廃棄物の種類
がれき類、ガラスくず、汚泥（生コン残渣固化物に限る）
※石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く
- 5 廃棄物処理施設の処理能力
1,280 t／日（160 t／時間）

6 事業計画書等の縦覧の場所、期間及び時間

(1) 場所

堺市堺区南瓦町3番1号 堺市役所高層館4階

堺市環境局環境保全部環境対策課

(2) 期間

令和7年10月17日（金）から同年11月15日（土）まで

ただし、堺市の休日に関する条例（平成2年条例第20号）第2条第1項に規定する休日を除く。

(3) 時間

午前9時から正午まで及び午後0時45分から午後5時30分まで

~~~~~

堺市公告第657号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、次のとおり変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により公告するとともに、届出書類については、公告の日から4か月間、堺市産業振興局産業戦略部地域産業課及び南区役所企画総務課市政情報コーナーにおいて縦覧に供する。

また、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に堺市産業振興局産業戦略部地域産業課に意見書を提出することができる。なお、提出された意見書については、その概要を公告するとともに、縦覧に供する。

令和7年10月17日

堺市長 永 藤 英 機

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アクロスモール泉北

堺市南区原山台五丁9番5号

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

大和ハウスリアルティマネジメント株式会社

代表取締役 伊藤 光博

東京都千代田区神田三崎町三丁目3番21号

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

4 変更年月日

令和7年9月26日 ほか

5 届出年月日

令和7年10月1日

~~~~~

堺市公告第658号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第5項の規定に基づき、地域農業経営基盤強化促進計画（以下「地域計画」という。）を変更するため、同条第7項の規定により、その案を次のとおり公告し、その関係図書を堺市産業振興局農政部農水産課において当該公告の日から2週間公衆の縦覧に供する。

なお、利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該地域計画の案について、堺市に意見書を提出することができる。

令和7年10月17日

堺市長 永 藤 英 機

1 変更する地域計画の名称

中区（陶器北地区圃場整備を除く）

東区

西区（太平寺農空間保全地域を除く）

南区（鉢ヶ峯地区圃場整備、長峰地区圃場整備及び別所地区を除く）

菅生地区

2 地域計画の変更の案

別紙のとおり

（「別紙」は省略し、その内容を堺市ホームページ「地域計画について」
（<https://www.city.sakai.lg.jp/sangyo/nosui/oshirase/tiikikeikaku.html>）に掲載
する。）

3 縦覧場所

堺市産業振興局農政部農水産課

所在地 堺市堺区南瓦町3番1号

連絡先 072-228-6971

4 縦覧期間

令和7年10月17日から同月31日まで

（午前9時から午後5時30分まで）